

決 定 要 旨

【決定日】 令和6年3月15日

【事件番号及び事件名】

大阪高等裁判所令和5年(ラ)第45号 仮処分命令申立て却下決定に対する抗告事件

【担当部及び担当裁判官】

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 長谷川 浩二 裁判官 原 司 裁判官 大河 三奈子

【当事者】

抗告人：原審債権者7名

相手方：原審債務者 関西電力株式会社

【原審】大阪地方裁判所令和3年(ヨ)第449号 令和4年12月20日決定

【事案の概要】

本件は、相手方が福井県三方郡美浜町丹生66号川坂山5番地3において設置し、運用している発電用原子炉施設である美浜発電所3号炉（本件発電所）について、本件発電所から一定距離の範囲内に居住する抗告人らが、本件発電所は運転開始から40年以上経過して老朽化し、特に地震に対する安全性を欠いている上、避難計画にも不備があるから、その運転中に放射性物質を環境中に大量に放出する重大事故を起こし、抗告人らの人格権が侵害される具体的危険があると主張して、人格権に基づく妨害予防請求権としての本件発電所の運転差止請求権を被保全権利として、本件発電所の運転を仮に差し止める旨の仮処分命令の申立て（本件申立て）をした事案である。

原審が本件申立てを却下したところ、抗告人らが即時抗告をした。

【主文】

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

【理由の要旨】

- 1 当裁判所も、本件発電所について、その運転中に放射性物質を環境中に大量に放出する重大事故を起こし、抗告人らの人格権が侵害される具体的危険があると一応認めるに足りず、被保全権利の疎明があるということとはできないから、本件申立ては理由がないものと判断する。
- 2 高経年化の問題について

抗告人らは、本件発電所は過酷な環境下で長期間運転されてきたから、経年劣化の影響を避けられず、トラブルや故障が増加するリスクがあるところ、原子力規制委員会が平成25年6月に策定した新規制基準（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、同規則の解釈を示す設置許可基準規則解釈並びに発電用原子炉の設置許可に係る基準適合性審査で用いる各種審査ガイド等の原子力規制委員会の規則、告知及び内規等）は高経年化対策として不十分である旨主張する。

本件発電所は運転期間40年を超えるものであるから、使用されている材料等設備の経年劣化が懸念されることは否定できない。そこで、新規制基準は、運転期間延長認可申請に当たり、中性子照射脆化、金属疲労及び腐食といった経年劣化の問題を十分考慮して特別点検や劣化状況評価を行うよう求めている。新規制基準が定める高経年化対策につき、その評価対象機器・構造物や評価方法等に不合理な点は見出せない。本件発電所は、照射誘起型応力腐食割れが発生しやすい部位は早期の取替えを行うなどしており、新規制基準の下で実施された特別点検の結果、原子炉容器、原子炉格納容器及びコンクリート構造物のいずれについて

も有意な欠陥や劣化は認められなかった。新規制基準及びこれに基づく相手方の対応が高経年化対策として不十分であるとの抗告人らの主張は採用できない。

3 震源極近傍敷地の問題について

抗告人らは、本件発電所の敷地と断層との最短距離は、白木一丹生断層との間は概ね500m、C断層との間は概ね2kmで、本件特別考慮規定（新規制基準中の、検討用地震の震源が極めて近い場合に特別の考慮をするよう求める規定）の「震源が敷地に極めて近い場合」に当たるのに、本件発電所につき「震源が敷地に極めて近い場合」としなかった相手方及び原子力規制委員会の判断は不合理であると主張する。しかし、本件特別考慮規定は、震源近傍での観測記録自体が少なく、そこで発生する事象等が把握できていないことを前提として、敷地が震源の極近傍に当たる場合（その判断は具体的審査時における最新の科学的知見を踏まえた原子力規制委員会の個別具体的判断に委ねられる。）には、表出する地表変位の影響が原子力施設にとって無視できないほど大きい場合を想定しつつ、浅部断層も含めた断層全体について適切な震源モデルを設定し、多角的にかつ十分な余裕を考慮して検討を行うよう要請するものと解される。一件記録上、上記各断層につき、地震発生時に大規模な地表変位を発生させ得る断層であることを示す的確な資料は見当たらず、相手方及び原子力規制委員会の判断に不合理な点はない。

4 避難計画について

抗告人らは、地震による原発事故が発生すれば、住民らは孤立し、放射性物質が漂う屋外で被ばくを強いられることになるから、周辺住民の生命、身体が侵害される具体的危険がある旨主張する。

しかし、民事保全手続である本件において、抗告人らの申立てが認められるためには、本件発電所自体が安全性に欠け、その運転に起因する放射線被ばくにより周辺住民の生命、身体に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的危険性があると一応認められることを要するというべきである。この点についての疎明があると

はいい難く、仮に重大事故が発生した場合における避難計画の不備につき検討するまでもなく、抗告人らの主張は採用できない。